

墨田区消費者ニュース

令和6年5月発行 第210号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



特殊詐欺に注意しましょう！

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして実際に対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称です。

固定電話にかかってくる電話が発端になることが多く、**被害者が最初に受けた連絡方法の約97%が固定電話**です。



留守番電話機能や自動通話録音機を活用しましょう

自宅の電話機に留守番電話機能がある場合は、家にいる場合でも普段から「留守電状態」にしておきましょう。



区内在住の65歳以上の方で、自宅の電話機に留守番電話機能のない場合は、今ある電話機につないで通話内容を録音できる「自動通話録音機」を無料で貸し出しをしています。詳しくは、**墨田区安全支援課**（問い合わせ：03-5608-6199）までお問い合わせください。

資料：国民生活センターHP 警察庁HP 警視庁HP イラスト：いらすとや

消費生活相談員の出前講座

悪徳商法や契約のトラブルなど消費生活に関することについて専門の相談員が、皆様の近くに出向き、わかりやすくお話しします。

実施日時：平日の9時から16時30分 講義時間：1回2時間まで

対象：10名以上の区内団体

会場：各団体でご用意願います。 費用：無料

「出前講座の申込書」は、すみだ消費者センターにあります。

詳しくは、すみだ消費者センター（03-5608-1516）にお問い合わせください。

消費者センター相談窓口から

個人情報を詐取されてしまいます フィッシングメールにご注意を！

【相談事例】

クレジットカード会社から「セキュリティ強化のため本人確認手続きを記載してある URL から手続きしてください。手続きを行わない場合は、クレジットカードの利用を制限します。」と書かれたメールが届いたので、本文にあった URL にアクセスし個人情報やクレジットカードの情報を入力した。

手続きが完了したかクレジットカード会社に確認したら、「そのようなメールは送っていない。カード会社に成りすましたフィッシングメールだ。」と言われた。対処法を知りたい。

【アドバイス】

クレジットカード会社に限らず、実在している事業者になりすましてメールを送り、誘導されたサイトに個人情報やクレジットカード情報を入力させるフィッシング詐欺のトラブルが多発しています。

- ・メールが届いても記載してある URL から手続きは行わないでください。
- ・真正のページかどうか、発信元として記載されている会社等のホームページで確認をしてください。
- ・メール本文の URL からフィッシングサイトにアクセスした場合でも、情報入力等の操作をしなければ基本的には被害は発生しません。

事例のようにフィッシングサイトで情報を入力してしまった場合には

- ・ID やパスワードを速やかに変更してください。
- ・入力してしまったパスワードを他のサービスで使用している場合は、同様に速やかに変更をしてください。
- ・クレジットカード情報を入力した場合は、速やかにクレジットカード会社に報告をおこないカード番号変更または解約をしてください。
- ・その他、入力してしまった情報に関する事業者に速やかに報告してください。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

